報第1号

下呂市国民保護計画の変更について

下呂市国民保護計画の変更について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 35 条第 6 項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成30年2月26日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

Intra- 1 toka-1-		-I-	r					-		(1方)的	の部分は改正部分)
修正箇所	新 旧 関係機関の連絡先 関係機関の連絡先										
第1編第3章	関係機関の連絡先 1 市						関係機関の連絡先 L 市				
関係機関の 事務又は業	機関名	所在地	Ī	電話番号	FAX番号		機関名	所在地	<u>t</u>	電話番号	FAX番号
務の大綱等	下呂市役所・下呂庁舎	[略]	([略]	[略]		下呂市役所・下呂庁舎 (下呂振興事務所含む)	〔略〕		[略]	〔略〕
	下呂市役所・萩原庁舎 (萩原振興事務所含む)	下呂市萩原町萩原	原 <u>1166-8</u> 〔	[略]	[略]		下呂市役所・萩原庁舎 (萩原振興事務所含む)	下呂市萩原町萩	原 <u>1856</u>	[略]	[略]
		〔削除〕	_[[削除]_	_[削除]_	=	星雲会館	下呂市萩原町萩	原1166-8	<u>52-2900</u>	52-3166
	下呂振興事務所	下呂市森801-10	25	<u>5–2252</u>	<u>25–3010</u>	-	[新設]	_〔新設〕_		_〔新設〕_	<u>〔新設〕</u>
	下呂総合庁舎 (農林部・建設部)	下呂市萩原町羽木	表2605-1 53	3-2010	<u>52-1870</u> <u>52-3676</u>	-	〔新設〕	_〔新設〕_		〔新設〕	_〔新設〕
	〔以下略〕						〔以下略〕	1			
第2編 第1章 第1 市における 組織・体制の 整備					(※平成29年4月市職員の参集基準1)~(5) [略]	参集が困難な場合	写編に伴う の対応 市対策本語			
	名 称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位		代替職員 (第3順位)		名 称	代晉職員 (第1順位)		順位)	(第3順位)
	市長	副市長	教育長		市長公室長		市長	副市長		育長	総務部長
	副市長	教育長	市長公室上	長	総務部長		副市長	教育長	総務	部長	経営管理部長
	教育長	市長公室長	総務部長	<u> </u>	建設部長		教育長	総務部長	経営管	理部長	建設部長
	市長公室長	総務部長	建設部長	Ę	農林部長		総務部長	経営管理部長	建設	部長	農林部長
の設置等	 ①~③ (略) ④市対策本部の開設 市対策本部担当者は、市役所下呂庁舎に市対策本部を開設するとともに、市 対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始するともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。 市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。 ⑤~⑥ (略) (2) (略) (3) 市対策本部の組織構成及び機能 【災害対策本部の組成】 ※平成29年4月1日付けの組織再編に伴う修正(別紙2参照) 【市対策本部長の補佐機能の編成例】 「市政策本部長の補佐機能の編成例】 「市政策本部局へ組織再編に伴う修正(別紙2参照)」 「市政策本部局の補佐機能の編成例】 「下政管理班」企画班 「略) (3) 市対策本部局の補佐機能の編成例】 「下送節修師 「下方式動作的班 「下方式動作的班 「下方式動作的班 「下方式動作的班 「下方式動作的班 「下方式動作的班 「下方式動作的班 「下方式動作的班 「下方式動作的班 「下方式動作の場面が列」 「下方式動作の場面が列」 「下方式動作の場面が列」 「下方式動作の場面が可能を表示している。 「下方式動作の場面が列」 「下方式動作の場面が列」 「下方式動作の場面が列」 「下方式動作の場面が可能を表示している。 「下方式動作の場面が可能を表示している。 「下方式が表示しいる。 「中対策本部の組織情域を表示しいる。 「中対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置したときは、市域会に市対策本部を設置したときは、市域会に、市対策本部を設置したときは、市域会に、市対策本部を設置したときは、市域会に、市対策本部を設置したときは、市域会に、市対策本部を設置した。 「下方式を表示している。 「下方式を表示している。 「下方式を表示している。 「下方式を表示している。 「下方式を表示している。 「中方式を表示している。 「下方式を表示している。 「下方式					、資機材の配置等 X、電子メール等 部を設置した旨を					
	〔以下略〕						〔以下略〕				
第3編 第7章 第4 武力攻撃原 子力災害及 びNBC攻撃 による災害 への対処等	1 武力攻撃原子力が (1)~(6) [略] (7) <u>避難退域時検査</u> 市長は、 <u>避難又は一</u> 転をいう。)の際の住員 いては、県及び市が第 村広域避難方針等の定 〔以下略〕	正及び簡易除染の空 一時移転(防災基 民等に対する避難 設定する地域防災	本計画(原子 追域時検査及 計画、原子力	なび簡易除 1災害に係	<u>染</u> の実施等につ る岐阜県・市町	((v 木	武力攻撃原子力 1)~(6) [略] 7) <u>スクリーニン</u> 市長は、 <u>避難の際</u> いては、県及び市が 対広域避難方針等のが 〔以下略〕	グ及び除染の実施 の住民等に対する 策定する地域防災	スクリー: 計画、原	子力災害に係	<u></u> る岐阜県・市町

【市の各部課室における平素の業務】〈新〉

市本部(本所)

市支部 (振興事務所)

111本部(本別)			川又前(振興事	1001017
部 (部 長)	班 名 (班 長)	分 担 任 務	班 名 (班 長)	分 担 任 務
市長公室長)	(五) (五) (五) (五) (五) (五) (日) (日) <	 ・国民保護の運営に関することの運営に関することのでは、 ・国民保護の変が、 ・投展できるでは、 ・災のでは、 ・災のでは、 ・災のでは、 ・災のでは、 ・災のでは、 ・災のでは、 ・災のでは、 ・災のでは、 ・災のでは、 ・災ののでは、 ・災ののでは、 ・災ののでは、 ・災ののでは、 ・災ののでは、 ・災ののでは、 ・災ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・のののでは、 ・ののでは、 	(地域振興課長)	 ・振興事務所管内における災害全般に関すること。 ・各班、市本部及び関係機関等との連絡調整に関すること。 ・災害情報の報告に関すること。 ・退避事がに関すること。 ・退避事がに関すること。 ・援興事が変に関すること。 ・援事等の方と。 ・災害等の方と。 ・方舎等の方と。 ・市有財産の被害調査及び災害対策のための確保及び使用に関すること。 ・市有財産の扱いのででである。 ・災害情報のとりまとめに関すること。 ・災害情報のとりまとめに関すること。 ・災害活に関すること。 ・災害活に関すること。 ・災害が変が変が変が変が変が変が変が変が変が変が変が変が変が変が変が変が変が変が変

				力1/1八 1
	市民活動推進班	・災害情報の収集に関するこ		
	(市民活動推進課長)	と。 ・被害情報のとりまとめに関す		
	W/CDC/	ること。		
		・災害活動に協力する自治会等		
		の連絡に関すること。		
		・社会教育関係施設の災害対策		
		に関すること。		
		・災害活動に協力する女性、青 年団体等との連絡調整に関		
		すること。		
		・スポーツ施設の災害対策に関		
		すること。		
		・避難所開設の協力に関するこ		
		₹.		
<u></u> 総務部	総務班	・災害関係文書の受理及び発送	地域振興班	・来庁者の避難誘導等に関するこ
(総務部長)	(総務課長)	に関すること。	(地域振興課長)	ك. ك. المنافعة المنا
		・本部職員の動員及び配備に関		・庁内流入避難者への対応に関す
		すること。		ること。
		・各振興事務所等との人員調整に関すること。		・災害時の住民基本台帳等調製及 び確認に関すること。
		・災害時の労働力確保に関する		の唯心に関すること。
		こと。		
		・他の部及び班に属さない事項		
		に関すること。		
	H+ 3∕2 tir	(() 字の子/算及が出れの実治に		
	財務課長)	・災害の予算及び財政の運営に 関すること。		
	() 17 1 2	・庁舎等の安全及び電源等確保		
		に関すること。		
		市有財産の被害調査及び災害		
		対策に関すること。		
		・市有車両の災害対策のための 確保及び使用に関すること。		
		・他班の実施事項の応援に関す		
		ること。		
	市民班	・来庁者の避難誘導等に関する		
	(市民課長)	こと。 ・庁内流入避難者への対応に関		
		すること。		
		・避難所開設及び管理の協力に		
		関すること。		
		・災害時の住民基本台帳等調製		
		及び確認に関すること。		
		・社会福祉班、高齢福祉班の実施事項の応援に関すること。		
		MEサース・フルロ及に因りること。		
	税 務 班	・り災者に対する市税の減免及		
	(税務課長)	び徴収猶予に関すること。		
		・市民班の実施事項の応援に関		
		すること。		

	T			万门和八 1
	会計 班(会計課長)	・災害経費の執行と物品の出納 に関すること。 ・他班の実施事項の応援に関す ること。		
観光商工部(観光商工部長)	観光課長)	・観光業者の災害対策に関すること。 ・災害時における観光客等への情報提供及び避難誘導等に関すること。 ・観光施設の災害対策に関すること。		
	商 工 班 (商工課長)	・災害対策用物資の確保等に関すること。 ・商工業者の災害対策に関すること。 ・商工施設の災害対策に関すること。 ・り災商工業者の融資に関すること。		
	観光施設長)	・災害時における観光客等への 情報提供及び避難誘導等に 関すること。・観光施設の災害対策に関する こと。		
健康福祉部長)	社会福祉課長)	・国民保護法に基づく救援活動全般に関すること。 ・県との連絡調整に関すること。 ・要配慮者に対する支援に関すること。 ・ボランティアの受付及び登録に関すること。(社会福祉協議会と協働)・災害救助物資及び義援金品の募集、配分に関すること。 ・り災世帯に対する世帯更正資金等の融資に関すること。 ・災害援護資金等の貸与等に関すること。 ・り災者に対する生活保護に関すること。	地域振興課長)	 ・国民保護法に基づく救援活動全般に関すること。 ・社会福祉関係施設の災害対策に関すること。 ・避難所の開設及び管理に関すること。 ・要配慮者に対する支援に関すること。
	高齢福祉課長)	・社会福祉関係施設の災害対策 に関すること。 ・避難所の開設及び管理に関す ること。 ・遺体の処理及び火葬に関する こと。 ・り災高齢者の保護・処遇・生 活支援に関すること。		

	1			万寸/科、1
	児童福祉課長)	・保育園施設等の災害対策に関すること。 ・保育園児の避難等安全確保に 関すること。 ・り災児童の保護に関すること。		
	健康医療課長)	・災害時における食品衛生に関すること。 ・災害時における感染症予防及び防疫に関すること。 ・災害時の医療及び助産に関すること。 ・災害対策用医薬品等の調達に関すること。 ・病院、診療所の災害対策の連絡調整に関すること。 ・社会福祉班、高齢福祉班の実施事項の応援に関すること。		
	金山病院班(事務局長)	・災害時の医療及び助産に関すること。・災害時における施設の安全対策に関すること。・入院患者等の避難誘導に関すること。		
	小坂診療所班 (管理課長)	・災害時の医療及び助産に関すること。 ・災害時における施設の安全対策に関すること。 ・入院患者等の避難誘導に関すること。		
農林部長)	農務課長)	・災害用主要食糧の調達に関すること。 ・被災農林畜水産業者に対する融資に関すること。 ・災害時における病害虫の発生予察及び防除に関すること。 ・災害時における農業技術の指導普及に関すること。 ・土地改良事業の災害対策に関すること。 ・農林畜水産物及び農地、農林畜水産施設等の災害対策に関すること。	地域振興課長)	 ・災害用主要食糧の調達に関すること。 ・農林畜水産物及び農地、農林畜水産施設等の災害対策に関すること。 ・林産物及び林地、林業施設等の災害対策に関すること。 ・土地改良事業の災害対策に関すること。
	林 務 班 (林務課長)	・林産物及び林地、林業施設等 の災害対策に関すること。		

建設部長)	土 木 班 (土木課長)	・道路、橋梁及び河川等土木施設の災害対策に関すること。 ・交通不能箇所の調査及び交通規制等災害対策に関すること。 ・応急対策資材の収集及び輸送に関すること。 ・水防に関すること。 ・建設防災支援隊等との災害対策のための連絡調整に関すること。	地域振興課長)	・道路、橋梁及び河川等土木施設の災害対策に関すること。 ・交通不能箇所の調査及び交通規制等災害対策に関すること。 ・応急対策資材の収集及び輸送に関すること。 ・被災住宅の応急修理の協力に関すること。 ・水防に関すること。 ・その他振興事務所の上下水道全般の災害対策に関すること。
	建築課長)	・被災住宅の応急修理の協力に関すること。 ・被災建築物応急危険度判定業務に関すること。 ・応急仮設住宅に関すること。 ・応急仮設住宅等の用地に関すること。 ・住宅応急処置についての協力に関すること。 ・土木班の実施事項の応援に関すること。		J°
生活部長)	上下水道班(上下水道課長)	・災害時の飲料水供給に関すること。・水道施設の災害対策に関すること。・下水道施設の災害対策に関すること。	地 域 振 興 班 (地域振興課長)	・市営住宅の災害対策に関すること。
	生 活 班 (生活課長)	・市営住宅の災害対策に関すること。・公共バスの災害対策に関すること。・通信、放送施設の災害対策に関すること。		
環境 部 (環境部長)	環境 班 (環境課長)	・災害時における環境保全対策 に関すること。 ・災害時における清掃及び衛生 対策(ごみ処理・し尿処理等) に関すること。		
	環境施設課長)	・災害時におけるごみ処理施設の管理及び運営に関すること。・災害時におけるし尿処理施設の管理及び運営に関すること。		

				7).1\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
消防本部(消防長)	消防総務課長)	・武力攻撃災害への対処に関すること。(教急・救助を含む) ・住民の避難誘導に関すること。 ・災害対策活動全般に関すること。 ・災害対策活動全般に関すること。 ・緊急消防援助隊等への派遣要請に関すること。 ・消防本部内の連絡調整に関すること。 ・消防団との協調に関すること。		
	予防・通信班 (予防・通信課 長)	・火災予防に関すること。 ・建築物の防火対策に関すること。 ・危険物の取扱いに関すること。 ・自主防災組織等との連絡調整に関すること。 ・消防及び救急通信に関すること。 ・災害情報の収集、集約に関すること。		
	各消防署班(各消防署長)	・武力攻撃災害への対処に関すること。(救急・救助を含む) ・住民の避難誘導に関すること。 ・消防活動全般に関すること。 ・水防活動全般に関すること。 ・救助救急活動に関すること。 ・り災者の救助その他応急対策 活動に関すること。		
教育委員会教育部長)	教育総務課長)	・教育関係の災害対策全般に関すること。 ・教育財産の災害対策に関すること。 ・給食センター施設の災害対策に関すること。 ・災害時における学校給食に関すること。 ・り災者への炊き出しに関すること。 ・教育義援金品の配布に関すること。 ・教育部内の連絡調整に関すること。 ・文化財の災害対策に関すること。 ・教育部内の他の班に属さない事項に関すること。	地域振興課長)	 ・教育関係の災害対策全般に関すること。 ・り災者への炊き出しに関すること。 ・児童、生徒の避難等の対策に関すること。 ・避難所開設の協力に関すること。 ・文化財の災害対策に関すること。

				別和 1
	学校教育課長)	・学校教育施設の災害対策に関すること。 ・児童、生徒の避難等の対策に関すること。 ・避難所開設の協力に関すること。 ・災害時の授業その他の対策に関すること。 ・被災児童・生徒の学用品及び教科書対策に関すること。		
議 会 部 (議会事務局 長兼監査委員 事務局長)	議会・監査班 (議会総務課長)	・市議会議員との連絡に関すること。・見舞及び視察者等の対応に関すること。・他班の実施事項の応援に関すること。		
消防(消防	団 部	・消防団の連絡調整に関すること。 ・消防活動全般に関すること。 ・水防活動全般に関すること。 ・救助救急活動に関すること。 ・り災者の救助その他応急対策活動に関すること。 ・消防警戒区域の設定に関すること。 ・災害の防御に関すること。 ・情報収集に関すること。 ・情報収集に関すること。 ・避難住民の誘導に関すること。 ・避難住民の誘導に関すること。 ・警報・避難の指示の住民への伝達に関すること。	各 方 面 隊 (各方面隊長)	・消防活動全般に関すること。 ・水防活動全般に関すること。 ・救助救急活動に関すること。 ・り災者の救助その他応急対策活動に関すること。

※国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の国民保護担当責任者が行う。

【市の各部課室における平素の業務】〈旧〉

市本部 (本所)

市支部 (振興事務所)

巾本部 (本所)				巾文部(振興	事務別)	
部 名 (部 長)	班 名 (班 長)	分 担 任 務		班 名 (班 長)	分 相 任 終	
		日本の「大き」を表している。「大き、「大き」を表している。「大き、「大き」を表している。「大き、「大き」を表している。「大き、「大き」を表している。「大き、「大き」を表している。「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、「大き、	関 す す ととす る 策 災す 関 こ 調 び す 確 災 めと芯 関 る 関とる と発 軍す る る 。。る こ に 害る す 関 整 連 る 保 害 の。援 す こ 等。こ 。送 用	-	分 担 任 務 <td <="" color="1" rowspan="2" td=""></td>	
		に関すること。				

1			力小队
	会 計 班	・災害経費の執行と物品の出納	・安否情報収集のための体制整
	(会計管理者)	に関すること。	備。
		・他班の実施事項の応援に関す	・安否情報の収集に協力を求め
		ること。	る関係機関の把握。
		S ⊂ E ∘	
			・安否情報システムの整備。
経営管理部	総合政策班	・災害情報の収集に関するこ	
(経営管理部)	(企画財政課長)	لح .	
		・安否情報収集のための体制整	
		備及び照会に対する回答に	
		関すること。	
		・安否情報の収集に協力を求め	
		る関係機関の把握。	
		・安否情報システムの整備。	
	地域振興班	・災害情報の収集に関するこ	
	(地域振興課長)	と。	
		・被害情報のとりまとめに関す	
		ること。	
		・災害活動に協力する自治会等	
		の連絡に関すること。	
	秘書広報班	・災害関係の広報及び掲示掲載	
	(秘書広報課長)	に関すること。	
		・報道機関の対応に関するこ	
		E.	
		・他班の実施事項の応援に関す	
		ること。	
	財 政 班	・災害の予算及び財政の運営に	
	(企画財政課長)	関すること。	
		・応急対策特命に関すること。	
		・他班の実施事項の応援に関す	
		ること。	
観光商工部	観 光 班	・観光業者の災害対策に関する	
(観光商工部	(観光課長)	こと。	
長)	(1)2) = 1111 (1)	災害時における観光客等への	
127			
		情報提供及び避難誘導等に	
		関すること。	
		・観光施設の災害対策に関する	
		こと。	
		・り災観光業者の融資に関する	
	-t		
	商工班	・災害対策用物資の確保等に関	
	(商工課長)	すること。	
		・商工業者の災害対策に関する	
		こと。	
		・商工施設の災害対策に関する	
		・り災商工業者の融資に関する	
		こと。	
	観光施設班	・災害時における観光客等への	
	(観光施設長)	情報提供及び避難誘導等に	
	(世元ノロル巴良人」と、ノ		
		関すること。	
		・観光施設の災害対策に関する	
		こと。	 _

				万寸羽八 」
市民部	市民班	・来庁者の避難誘導等に関する	地域振興班	・来庁者の避難誘導等に関する
(市民部長)	(市民課長)	こと。 ・庁内流入避難者への対応に関	(地域振興課長)	こと。 ・庁内流入避難者への対応に関
		すること。		すること。
		・避難所開設及び管理の協力に		・避難所開設及び管理の協力に
		関すること。		関すること。
		・災害時の住民基本台帳等調製		・災害時の住民基本台帳等調製
		及び確認に関すること。		及び確認に関すること。
		・福祉班の実施事項の応援に関		・健康福祉班の実施事項の応援
		すること。		に関すること。
	税務班	・り災者に対する市税の減免及		
	(税務課長)	び徴収猶予に関すること。		
		・福祉班の実施事項の応援に関すること。		
福祉部	社会福祉班	・国民保護法に基づく救援活動	地域振興班	・国民保護法に基づく救援活動
(福祉部長)	(社会福祉課長)	全般に関すること。	(地域振興課長)	全般に関すること。
(121 122 11 2 4)		・県との連絡調整に関するこ	(= 5,1,2,5,1,2,1,2,1,2,1,2,1,2,1,2,1,2,1,2,	社会福祉関係施設の災害対策
		と。		に関すること。
		・要配慮者に対する支援に関す		・避難所の開設及び管理に関す
		ること。		ること。
		・ボランティアの受付及び登録		・遺体の処理及び火葬に関する
		に関すること。(社会福祉協		こと。
		議会と協働)		・ボランティアの受付及び登録
		・災害救助物資及び義援金品の募集、配分に関すること。		に関すること。(社会福祉協 議会と協働)
	高齢福祉班	・社会福祉関係施設の災害対策		・災害救助物資及び義援金品の
	(高齢福祉課長)	に関すること。		配分に関すること。
		・避難所の開設及び管理に関す		・り災地帯に対する世帯更正資
		ること。		金等の融資に関すること。
		・遺体の処理及び火葬に関する		・災害援護資金等の貸与等に関
		こと。		すること。
		・り災世帯に対する世帯更正資		・り災者に対する生活保護に関
		金等の融資に関すること。		すること。
		・災害援護資金等の貸与等に関すること。		・り災児童の保護に関すること。
		9 0 C C 。 ・り災者に対する生活保護に関		・要配慮者に対する支援に関す
		すること。		ること。
		・り災児童の保護に関するこ		・災害時の医療及び助産に関す
		と。		ること。
	児童福祉班	保育園施設等の災害対策に関		・災害時における食品衛生に関
	(児童福祉課長)	すること。		すること。
		・保育園児の避難等安全確保に		・災害時における感染症予防及
ht. 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	/r=h	関すること。		び防疫に関すること。 ・保健センター等の災害対策に
健康医療部	健康医療課長)	・災害時における食品衛生に関		・保健センダー寺の災害対策に関すること。
(健康医療部 長)	(健康医療課長)	すること。 ・災害時における感染症予防及		・災害時における清掃及び衛生
12/		び防疫に関すること。		対策(ゴミ処理・し尿処理等)
		・福祉班の実施事項の応援に関		に関すること。
		すること。		
	医療対策班	・災害時の医療及び助産に関す		
	(健康医療課長)	ること。		
		・災害対策用医薬品等の調達に		
		関すること。		
		・病院、診療所の災害対策の連		
		絡調整に関すること。		

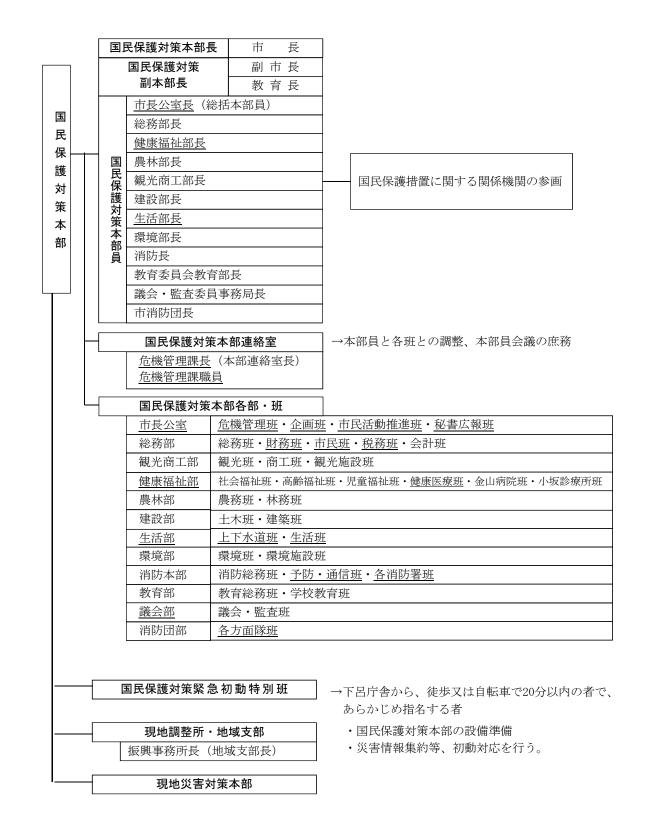
				万17队 1
	金 山 病 院 班 (金山病院事務 局長) 小坂診療所班 (小坂診療所事 務長)	・災害時の医療及び助産に関すること。 ・災害時における施設の安全対策に関すること。 ・入院患者等の避難誘導に関すること。 ・災害時の医療及び助産に関すること。 ・災害時における施設の安全対策に関すること。		
		・入院患者等の避難誘導に関す		
農林部長)	農務課長) 林務課長)		地域振興課長)	 ・災害用主要食糧の調達に関すること。 ・被災農林畜水産業者に対する融資に関すること。 ・災害時における病害虫の発生予察及び防除に関すること。 ・災害時における農業技術の指導普及に関すること。 ・農林畜水産物及び農地、農林畜水産施設等の災害対策に関すること。 ・林産物及び林地、林業施設等の災害対策に関すること。 ・土地改良事業の災害対策に関すること。 ・土地改良事業の災害対策に関すること。
建設部長)	土 木 班 (土木課長) 建 築 班 (建築課長)	・道路、橋梁及び河川等土木施設の災害対策に関すること。 ・交通不能箇所の調査及び交通規制等災害対策に関すること。 ・応急対策資材の収集及び輸送に関すること。 ・応急対策資材の収集及び輸送に関すること。 ・建設防災支援隊等との災害対策のための連絡調整に関すること。 ・応急仮設住宅等の用地に関すること。 ・住宅応急処置についての協力に関すること。 ・被災住宅の応急修理の協力に関すること。 ・被災住宅の応急修理の協力に関すること。	地域振興課長)	・道路、橋梁及び河川等土木施設の災害対策に関すること。 ・交通不能箇所の調査及び交通規制等災害対策に関すること。 ・応急対策資材の収集及び輸送に関すること。 ・被災住宅の応急修理の協力に関すること。 ・被災建築物応急危険度判定業務に関すること。 ・応急仮設住宅に関すること。 ・市営住宅の災害対策に関すること。 ・水防に関すること。
		・応急仮設住宅に関すること。 ・市営住宅の災害対策に関する こと。 ・建設班の実施事項の応援に関 すること。		

				別紙 1
上下水道道部 (上下水道部 長)	水道料金班(水道料金課長)	・災害時の飲料水供給に関すること。	地 域 振 興 班 (地域振興課長)	・水道施設の災害対策に関すること。 ・下水道施設の災害対策に関すること。
	水 道 事 業 班 (水道事業課長)	・水道施設の災害対策に関する こと。 ・下水道施設の災害対策に関す ること。		・災害時の飲料水供給に関すること。・その他振興事務所の上下水道全般の災害対策に関すること。
環境部長)	環境 班 (環境課長)	・災害時における環境保全対策 に関すること。 ・災害時における清掃及び衛生 対策(ゴミ処理・し尿処理等) に関すること。		
	環境施設課長)	・災害時におけるごみ処理施設の管理及び運営に関すること。 ・災害時におけるし尿処理施設の管理及び運営に関すること。		
消防本部(消防長)	消防総務課長)	・武力攻撃災害への対処に関すること(救急・救助を含む) ・住民の避難誘導に関すること・災害対策活動全般に関すること・災害対策活動全般に関すること。 ・緊急消防援助隊等への派遣要請に関すること。 ・消防本部内の連絡調整に関すること。 ・消防団との協調に関すること。	各消防署・分署 班 (各消防署長)	・武力攻撃災害への対処に関すること(救急・救助を含む) ・住民の避難誘導に関すること・消防活動全般に関すること。 ・水防活動全般に関すること。 ・救助救急活動に関すること。 ・り災者の救助その他応急対策 活動に関すること。
	予 防 班 (予防課長) 通信指令 班 (通信指令対策官)	 ・火災予防に関すること。 ・建築物の防火対策に関すること。 ・危険物の取扱いに関すること。 ・自主防災組織等との連絡調整に関すること。 ・消防及び救急通信に関すること。 ・災害情報の収集、集約に関す 		
	,,	ること。		

				力小和
教 育 部	教育総務班	教育関係の災害対策全般に関	地域振興班	・教育関係の災害対策全般に関
(教育委員会	(教育総務課長)	すること。	(地域振興課長)	すること。
教育部長)		教育財産の災害対策に関する		・教育財産の災害対策に関する
		こと。		こと。
		・給食センター施設の災害対策		・給食センター施設の災害対策
		に関すること。		に関すること。
		・災害時における学校給食に関		・災害時における学校給食に関
		すること。		すること。
		・り災者への炊き出しに関する		・り災者への炊き出しに関する
		こと。		こと。
		・教育義援金品の配布に関する		・教育義援金品の配布に関する
		こと。		こと。
		教育部内の連絡調整に関する		学校教育施設の災害対策に関
		こと。		すること。
		・教育部内の他の班に属さない		・児童、生徒の避難等の対策に
		事項に関すること。		関すること。
	学校教育班	・学校教育施設の災害対策に関		・避難所開設の協力に関するこ
	(学校教育課長)	すること。		と。
		・児童、生徒の避難等の対策に		・災害時の授業その他の対策に
		関すること。		関すること。
		・避難所開設の協力に関するこ		・被災児童・生徒の学用品及び
		と。		教科書対策に関すること。
		・災害時の授業その他の対策に		社会教育関係施設の災害対策
		関すること。		に関すること。
		・被災児童・生徒の学用品及び		・スポーツ施設の災害対策に関
		教科書対策に関すること。		すること。
	生涯学習班	社会教育関係施設の災害対策		・文化財の災害対策に関するこ
	(生涯学習課長)	に関すること。		٤.
		・文化財の災害対策に関するこ		・災害活動に協力する女性、青
		と。		年団体等との連絡調整に関
		・災害活動に協力する女性、青		すること。
		年団体等との連絡調整に関		
		すること。		
		・スポーツ施設の災害対策に関		
		すること。		
		・避難所開設の協力に関するこ		
		と。		
議会部	議会・監査班	・市議会議員との連絡に関する		
(議会事務	(議会総務課長)	こと。		
局長)		他班の実施事項の応援に関す		
		ること。		
		・見舞及び視察者等の対応に関		
		すること。		
		・他班の実施事項の応援に関す		
		世班リ大地争なり心及に関す		

消	防	寸	部	・消防団の連絡調整に関するこ	消 防 班	・消防活動全般に関すること。
	(消防団長)		と。	(方面隊長)	・水防活動全般に関すること。	
				・消防活動全般に関すること。		・救助救急活動に関すること。
				・水防活動全般に関すること。		・り災者の救助その他応急対策
				・救助救急活動に関すること。		活動に関すること。
				・り災者の救助その他応急対策		
				活動に関すること。		
				・消防警戒区域の設定に関する		
				こと。		
				・災害の防御に関すること。		
				・情報収集に関すること。		
				・消防本部の活動支援に関する		
				こと。		
				・避難住民の誘導に関するこ		
				と。		
				・警報・避難の指示の住民への		
				伝達に関すること。		

[※] 国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等の 国民保護担当責任者が行う。



国民保護対策本部長 副市長 国民保護対策 副本部長 教育長 総務部長 (総括本部員) 玉 経営管理部長 民 市民部長 保 福祉部長 護 健康医療部長 国民保護措置に関する関係機関の参画 対 農林部長 民保護対策本部 策 観光商工部長 本 建設部長 部 上下水道部長 環境部長 消防長 教育委員会教育部長 議会・監査委員事務局長 会計管理者 市消防団長 →本部員と各班との調整、本部員会議の庶務 国民保護対策本部連絡室 防災情報課長(本部連絡室長) 防災情報課職員 国民保護対策本部各部・班 総務班·防災情報班·管理班·会計班 総務部 経営管理部 総合政策班·地域振興班·秘書広報班·財政班 市民部 市民班・税務班 社会福祉班·高齢福祉班·児童福祉班 福祉部 健康医療部 健康班・医療対策班・金山病院班・小坂診療所班 農林部 農務班 • 林務班 観光商工部 観光班・商工班・観光施設班 建設部 土木班·建築班 上下水道部 <u>飲料班・水道事業班</u> 環境部 環境班 • 環境施設班 消防総務班・予防班・通信指令班・各消防署・分署班 消防本部 学校教育班·教育総務班·<u>生涯学習班</u> 教育部 議会·監査部 議会・監査班 消防団部 消防班 国民保護対策緊急 初動特別班 →下呂庁舎から、徒歩又は自転車で20分以内の者で、 あらかじめ指名する者 国民保護対策本部の設置準備 災害情報集約等、初動対応を行う。 現地調整所·地域支部 振興事務所長 (地域支部長)

現地災害対策本部

下呂市国民保護計画の変更の趣旨及び概要

1. 変更の趣旨

下呂市国民保護計画は、平成 16 年 6 月に成立した武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。)を受け、平成 19 年 3 月に策定したものです。

この計画は、国民保護法第35条第1項の規定により、国が定める「国民の保護に関する基本方針」及び岐阜県が定める岐阜県国民保護計画(以下「県計画」という。)に基づき市が作成しなければならないとされています。

今回の変更は、県計画が改訂されたことに伴い、それとの整合性を図るとともに、 市の組織再編等による変更を行うものです。

2. 変更する項目

(1) 県計画改訂に伴う変更

武力攻撃原子力災害への対処として実施される「スクリーニング」(放射線汚染 検査)について、「避難者に対するスクリーニング」と「被ばく患者に対するスク リーニング」に区別がされ、「避難者に対するスクリーニング」を「避難退域時検 査」と表記することになったことに伴う変更をします。

また、避難の際の住民に対する「除染」を「簡易除染」に名称変更されたことに伴う変更をします。

(2) 市の組織再編等に伴う変更

市の組織再編に伴う市対策本部の編成、各部課の所掌事務及び庁舎・振興事務所の位置を変更します。